

会 議 録

- 1 会議の名称 令和元年 第5回川根本町教育委員会
- 2 会議日時 令和元年7月22日(月)午後3時00分から午後3時20分
- 3 開催場所 川根本町役場総合支所 2階 教育長室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 教育委員 鳥居 進、太田たみ子、森下洋一
教育長 大橋慶士
 - (2) 執行機関 (事務局) 教育総務課長 森下育昭
教育総務課長補佐兼教育総務室長兼管理主事 宮島明利
 - (3) その他 なし
- 5 議 題 議案第20号 川根本町立小学校において使用する教科用図書の採択
について
議案第21号 川根本町立中学校において使用する教科用図書の採択
について
- 6 会議資料の名称 議案第20号・第21号
- 7 発言の内容

教育長 前回の会議録について、出席した鳥居委員、太田委員、森下委員の承認を求めます。

前回の会議録について承認し、署名することに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。

【教育長あいさつ】

教育長 本日は大変お忙しい中、令和元年第5回の教育委員会にご出席いただきありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【議 事】

教育長 ただ今の出席者は4名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。

よって、令和元年第5回川根本町教育委員会は成立いたしますので、これより会議を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

教育長 会議の公開及び会議録の公表についてお諮りします。

本教育委員会議における、議案第20号 川根本町立小学校において使用する教科用図書の採択について、及び、議案第21号 川根本町立中学校において使用する教科用図書の採択については、他市町の採択に係る意思形成に支障があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思っております。ただし、会議録等につきましては、県からの指示により、公表時期を、令和元年9月1日以降の公表としたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、出席者の3分の2以上の同意を得ましたので、議案第20号 川根本町立小学校において使用する教科用図書の採択について、及び、議案第21号 川根本町立中学校において使用する教科用図書の採択については、非公開といたします。

なお、会議録等につきましては、議案第20号及び議案第21号について、令和元年9月1日以降の公表とすることで、ご承知願います。

教育長 それでは、議事に入ります。議案第20号「川根本町立小学校において使用する教科用図書の採択について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第20号「川根本町立小学校において使用する教科用図書の採択について」を説明いたします。

学校教育法に定める小学校、中学校等の教科用図書の無償給付は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき行われています。

制度の概要は、

① 国は、児童、生徒の使用する教科用図書を購入し、無償で給付する。

(日本国憲法・第26条)

② 県教育委員会は、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施のため、市町村教育委員会の事務について、適切な指導、助言を行う。(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律・第13条第1項)

③ 県教育委員会は、教科用図書採択地区を設定する。

④ 採択地区が二以上の市町村の地域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を

採択しなければならない。(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律・第13条第4項及び第5項)

⑤ 同一教科用図書を採択する期間は、4年間と定められている。(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項)。
となっています。

つきましては、令和2年度から令和5年度までの4年間、小学校で使用する教科用図書の採択にあたり、牧之原市教育委員会、吉田町教育委員会、牧之原菊川市学校組合教育委員会及び川根本町教育委員会で、「榛原地区教科用図書採択連絡協議会」を設置し、教科用図書の採択に関する事務を共同で行い、採択案をまとめました。

それでは、採択案をお示ししますので、よろしくご審議願います。

(各委員に対し、採択案を提示)

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり決定することで異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第20号「川根本町立小学校において使用する教科用図書の採択について」は、原案のとおり採択することとします。

教育長 次に、議案第21号「川根本町立中学校において使用する教科用図書の採択について」を議題といたします。事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第21号「川根本町立中学校において使用する教科用図書の採択について」を説明いたします。

学校教育法に定める小学校、中学校等の教科用図書の無償給付は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき行われています。

制度の概要は、

① 国は、児童、生徒の使用する教科用図書を購入し、無償で給付する。

(日本国憲法・第26条)

② 県教育委員会は、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施のため、市町村教育委員会の事務について、適切な指導、助言を行う。(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律・第13条第1項)

③ 県教育委員会は、教科用図書採択地区を設定する。

④ 採択地区が二以上の市町村の地域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を

採択しなければならない。(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律・第13条第4項及び第5項)

- ⑤ 同一教科用図書を採択する期間は、4年間と定められている。(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項)ただし、今回の採択期間については、学習指導要領の改訂等に伴い1年間とする。

となっています。

つきましては、令和2年度に、中学校で使用する教科用図書の採択にあたり、牧之原市教育委員会、吉田町教育委員会、牧之原菊川市学校組合教育委員会及び川根本町教育委員会で、「榛原地区教科用図書採択連絡協議会」を設置し、教科用図書の採択に関する事務を共同で行い、採択案をまとめました。

それでは、採択案をお示ししますので、よろしくご審議願います。

(各委員に対し、採択案を提示)

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり決定することで異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第21号「川根本町立中学校において使用する教科用図書の採択について」は、原案のとおり採択することとします。

本日の日程は終了しました。以上をもちまして、令和元年第5回川根本町教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

上記に相違ないことを確認する。

教育長 大橋 慶士